

琉球大学学術リポジトリ

法学未修者に対する民法教育に関する一考察：
琉球大学法科大学院における実務家教員による民法
教育の実践を踏まえて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2018-11-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮城, 哲 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/42929

法学未修者に対する民法教育に関する一考察

～琉球大学法科大学院における実務家教員による民法教育の実践を踏まえて～

宮 城 哲

- 第1 はじめに
- 第2 法科大学院における未修者教育の重要性、そして現状と課題
- 第3 未修1年次に対する民法教育の実践
- 第4 法学未修者に対する民法教育はどうあるべきか
- 第5 おわりに

第1 はじめに

平成30年5月14日に開催された中央教育審議会法科大学院等特別委員会（第86回）¹における配付資料【資料3-1】中央教育審議会法科大学院等特別委員会「法科大学院等の抜本的な教育改善・充実にに向けた基本的な方向性」（平成30年3月13日）において、「法科大学院等の教育の改善・充実方策」の一つの柱として「法学未修者教育の質の改善」が取り上げられているなど、現在すすめられている法科大学院制度の改革の中でも、法学未修者に対する教育の改善は、必ずや実現しなければならない重要課題の一つといえる。本稿は、現在の法科大学院が克服しなければならない重要課題の一つである法学未修者に対する教育の改善の一助となりうるかもしれないという思いをもって執筆するものである。

まず、本稿の前提となる概念等を整理しておく、法学未修者とは、広義では、法科大学院の3年標準就学課程（以下「未修者コース」という。）に入学した法科大学院生のことをいうが、狭義では、法学以外の学位を得ている他学部出身者や、法学部出身でも一定期間社会人経験を積んだ者など、入学前にほとんど法律の学習をしていない状態で未修者コースに入学した法科大学院生のこ

1 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/1404919.htm

とをいい（「純粹未修者」²ともいわれる。）、中教審等で議論されている「法学未修者教育の質の改善」は、狭義の意味での「純粹未修者」に対する教育の改善の議論であると思われるし、本稿で検討する「法学未修者に対する民法教育」も、狭義の意味での「純粹未修者」を対象とした民法教育を想定している³。

また、筆者は、沖縄弁護士会に所属する弁護士として活動しつつ、平成16年4月からは琉球大学法科大学院の専任の実務家教員として教鞭をとっており、当初は、「法情報調査・法文書作成」（1年次前期）、「民事訴訟実務の基礎」（2年次前期）及び「ロイヤリング」（2年次後期）という法律実務基礎科目を担当していたが、同21年度以降は、未修者コース1年次を対象とした法律基本科目である「契約法Ⅰ（民法総則）」、「契約法Ⅱ（契約）」（以上、1年次前期）及び「契約法Ⅲ（債権総論）」（1年次後期）を担当し、同29年からは1年次前期の「不法行為法」も担当し、未修1年次を対象とした法律基本科目である民法4科目（各2単位）を担当している。本稿で検討する「法学未修者に対する民法教育」は、筆者が琉球大学法科大学院において実践している民法教育を踏まえたものであり、「未修者コース1年次の純粹未修者」を対象とした民法教育に限定したものであることをあらかじめ確認しておきたい。

なお、筆者は、本年（平成30年）3月3日に開催された日本弁護士連合会主催の第10回法科大学院教員研究交流集会全体会「法学未修者に対する民法教育の再構築」において、「琉球大学法科大学院における法学未修者に対する民法教育～実務家教員による民法教育の実践例～」と題する報告（以下、「日弁連集会報告」という。）を行い、さらに、同年7月1日に名古屋大学で開催さ

-
- 2 2018年3月3日に開催された日弁連主催第10回法科大学院教員研究交流集会全体会「法学未修者に対する民法教育の再構築」における山野目章夫早稲田大学教授の報告（「早稲田大学における教育の実践例」）において、俗にいう「純粹未修者」という概念は、法学学習の経験がないという実体を表す概念として不適切であり、法学の「初学者」というべきであるという概念整理がなされ（法学部を卒業して未修者コースに入学した者は「法学経験者」という。）、筆者も賛成であるが、本稿では一般的に使われている「純粹未修者」という概念を使うこととする。
- 3 但し、法学部出身で未修者コースに入学した法科大学院生も、法学既修者認定試験に合格しておらず、筆者が未修者教育の到達目標としているレベルでの法的知識や法的思考力等は修得できていない者なので、筆者が実践している民法教育においては、純粹未修者と法学部出身者において差を設けるべき必要性は感じたことはない。筆者が実践している民法教育は、純粹未修者のみならず、法学部出身の法学未修者にも有効な教育方法であることを付言しておく。

れる臨床法学教育学会第11回年次大会シンポジウム「未修者教育をどうするか？」において、「未修者に対する民法教育方法の提案～理想の法曹教育と司法試験の二兎を追う一石二鳥の手法～」と題する報告（以下、「臨床法学教育学会報告」という。）を行う予定であるが、本稿は、同29年度までに筆者が実践してきた民法教育を踏まえた日弁連集会報告の要点を整理したうえ、教育方法理論の知見⁴を踏まえて改善を図った平成30年度前期の「契約法Ⅰ」等の授業の実践を踏まえたものであり、また、本稿の内容は、臨床法学教育学会報告で報告予定の内容の一部であることも付言しておく。

第2 法科大学院における未修者教育の重要性，そして現状と課題

1 法科大学院における未修者教育の重要性

なぜ法学未修者に対する教育の改善が、現在すすめられている法科大学院制度の改革の中でも、必ずや実現しなければならない重要課題の一つといえるかということ、司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（平成13年6月12日）（以下、「司法制度改革審議会意見書」という。）で指摘されているとおり、21世紀において求められる法曹の役割を果たすためには、「法曹が、法の支配の理念を共有しながら、今まで以上に厚い層をなして社会に存在し・・・国家社会の様々な分野で幅広く活躍することが、強く求められ」、このような多様な法曹を養成するために、「経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要で・・・社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」からであり、そのために標準就学課程が3年とされているのであるから、国民の期待に代えて多様な法曹を安定的に養成していくためには、他学部出身者や社会人

4 平成30年2月19日に開催された科研費臨床法学グループが主催した関西大学教育推進部の岩崎千晶准教授を講師とした臨床法学セミナー「アクティブラーニングの授業設計デザインを考える」で学んだアクティブラーニングの具体的手法等の知見や、同年3月3日に開催された前掲日弁連集会における帝京大学医学部の高田真二准教授による報告「医学部におけるアウトカム基盤型教育」等で学んだアウトカム基盤型教育等に関する知見である。

の志願者が大幅に減少している傾向を増加に転じさせる必要があり、そのためには、法科大学院における法学未修者に対する教育の改善が必要不可欠である。

2 法科大学院における未修者教育の現状と課題

本稿において、筆者の実践している未修1年次に対する民法教育の中から、法学未修者に対する教育の改善のヒントとなりうる要点を適切に抽出できるよう、現在の法科大学院における未修者教育の現状と課題を確認しておく。

冒頭で指摘した中教審法科大学院等特別委員会での議論を参考に現在の法科大学院における未修者教育の現状と課題を分析してみると、平成30年5月14日に開催された中央教育審議会法科大学院等特別委員会（第86回）における配付資料【資料3-1】中央教育審議会法科大学院等特別委員会「法科大学院等の抜本的な教育改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成30年3月13日）によれば、「未修者コースについては、様々なバックグラウンドを有する質の高い法曹を生み出してきたものの、法学を履修する課程以外の課程を履修した者（以下「純粹未修者⁵」という。）の入学は減少しており、約7割が法学部出身者で占められる状況となっている。加えて、未修者コースを3年間で修了できるのは半数程度である上、修了1年目の司法試験合格率も2割を切っており、未修者コース入学者に対する教育の更なる改善が求められている。」（2頁）という現状認識のもとに、「コースの在り方や未修者に対する教育方法につき更に検討し、制度全体として質保証を図る方策を講じることにより、純粹未修者や社会人として十分な実務経験を有する者が入学者の多数を占めるに至らせることを目指すべきである。」（2頁）として適切な目指すべき方向性を示しつつ、「未修者に対する教育方法につき更に検討」する必要があるとして、教育の内容や方法に踏み込んだ改善方策を検討すべきという課題も指摘されている。

5 ここでいう「純粹未修者」は他学部出身者のことをいい、法学部出身の社会人経験者は含まれていないため、本稿における「純粹未修者」の定義とは異なる。

- しかし、その改善方策⁶して言及されているのは、次のようなことである。
- 「純粋未修者については、入学者選抜のみでは、法科大学院での3年間の教育により法曹として必要な学識・能力を身に付けさせるための資質・基礎的学力を備えているかを判断するのが困難なところがあるため、進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要である。」
 - 「法科大学院は、厳格な成績評価及び進級判定を維持しつつ、受け入れた学生が十分な学力を修得して修了することができるよう、個々の学生に応じた柔軟かつきめ細かな指導を行うものとする。」
 - 「法学未修者に対する教育課程を合理化・効率化するため、例えば法科大学院の法律基本科目と学部におけるこれに相当する科目の共同開講が可能となるよう、他の分野における研究科と学部の共同開講の実例などをも参考にして留意事項を整理し、検討を進めるべきである。」
 - 「法科大学院入学前の一部科目の先行履修や修了後の支援について、法学未修者に対する教育の仕組みの柔軟化の一環として適切と認められる範囲と内容を明確化し、法科大学院間で好事例による知見を共有しつつ、創意工夫を重ねることが期待される。」
 - 「若手実務家が正課外で学生に対する学修指導を行う実例が広くみられるようになっているが、特に法学未修者については、若手実務家による、自らの学修経験を踏まえたきめ細かな指導に教育効果が期待される。このような指導の一層の促進のため、若手実務家を専任教員として活用することができるよう、実務家教員の実務経験年数要件(現行おおむね5年以上)について、教育の質が確保されることを前提に、科目の特性も踏まえつつ、見直すことを検討する。」
 - 「法学未修者に対し必要とされる柔軟できめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院には、その教育実績に応じ、重点的に支援すべきである。」
 - 「新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、

6 入学者における他学部出身者や社会人経験者の割合を「3割以上」とする文科省告示の見直し、卒業延期の場合の奨学金制度の適切な運用についてなどにも言及されているが、本稿のテーマとの関係が薄いので割愛する。

未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要である。その際、手厚い教育体制を確保するため、例えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施すること等を促進するものとすべきである。また、法学部の法曹コースに純粋未修者の教育機能を分担させる取組や、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院についても、併せて評価すべきである。」

- 「各大学において行われている優れた未修者教育の実例やその手法等を体系化し、共有可能にするとともに、複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施することを促進するため、教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を行い、その成果を法科大学院教育に還元する。その他、社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策をも含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討する。」

以上の改善方策は、現在の議論状況をまとめたものとしては、このようなまとめ方にならざるをえないと思われるが、最も重要で核になるべき「未修1年次に対する法律基本科目の授業の内容や方法」についての改善方策について具体的な言及はないし、「どうすれば3年間で純粋未修者を司法試験に合格させ、いい法曹になるための基礎的能力を身に付けさせられるか」という方策も示されておらず、これでは他学部出身者や社会人経験者が法科大学院に進学したいと思えるような教育の改善方策が示せたとはいえないであろう。

そこで、本稿では、「未修1年次に対する法律基本科目の授業の内容や方法」や「どうすれば3年間で純粋未修者を司法試験に合格させ、いい法曹になるための基礎的能力を身に付けさせられるか」ということについて、民法教育を例にとって具体的な検討をしてみたい。

なお、新たな質保証プロセスの導入として共通到達度確認試験について言及されているが、このような質保証プロセスを導入すること自体に反対するものではないが、現在実施されている試行試験の内容に照らせば、知識の確認にとどまっており、場合によっては「知識」を伝授するという従来型の教育を助長し、教育の質の抜本的な改善とはならないばかりか、改善を妨げる方向に機能しないか心配があることだけ言及しておく。

第3 未修1年次に対する民法教育の実践

1 前提－琉球大学法科大学院の概要

未修者教育という観点からの琉球大学法科大学院の特徴は、まず、平成16年から同23年までは未修者コースのみを設置していたため、未修者が1年間で既修者に追いつくという発想はなく、当初から3年間で未修者を育てる未修者用のカリキュラムを組んでいたことである。同24年からは既修者コースも設置したが、募集定員は16名中4名程度であるうえ、実際に既修者認定試験に合格する者は少なく（0名から3名）、既修者コースに入学した者が未修者用のカリキュラムに2年次から合流するという運用をしており、あくまで未修者教育をメインとした教育が行われている。

次に、入学定員が16名という小規模法科大学院であるため（平成30年の入学者は11名で、うち8名が未修者コース－そのうち純粋未修者は4名、3名が既修者コース）、きめ細やかな少人数教育が可能であり、沖縄弁護士会からの教育支援（補助教員としてアカデミック・アドバイザーの派遣等）もあり、手厚い教育が行われていることである。

さらに、専任教員16名のうち、実務家教員は6名であり、実務家教員が法律基本科目も多数担当していることである。本稿の対象である民法教育でいえば、未修1年次に提供している民法科目は、1年前期に、「契約法Ⅰ（民法総則）」、「所有権法（物権）」、「契約法Ⅱ（契約）」及び「不法行為法」の4科目、1年後期に、「契約法Ⅲ（債権総論－保証等を除く）」、「担保法（担保物権＋保証等）」及び「家族法（親族＋相続）」の3科目で、各科目2単位の合計14単位であるが、そのうち、研究者教員が担当しているのは「家族法」のうち相続の分野の実質1単位分であり、残り13単位は実務家教員が担当している。そのうち、筆者は、前述のとおり、1年前期に「契約法Ⅰ」、「契約法Ⅱ」及び「不法行為法」、1年後期に「契約法Ⅲ」の合計8単位分を担当している。

本稿では、筆者が平成30年度前期に担当した未修1年次に対する「契約法Ⅰ」の教育の実践例を主に紹介しつつ、未修1年次に対する民法教育のあり方について考察を加える。

2 総論—実務家教員として考えた法科大学院教育のあり方

具体的な授業の内容や方法に入る前に、総論として、法科大学院創設段階において実務家教員として法科大学院においてどのような教育をすべきかということについて考えていたことを述べておく。

(1) 従来の法学教育について

まず考えたことは、旧司法試験を受験していた経験に照らし、純粹未修者を3年間で新司法試験に合格させ、法曹として必要な能力の基礎を身に付けてもらうためには、従来の法学部で行われていた法学教育と同じことをしてはダメだということである。

旧司法試験を受験していたとき、知り合った司法試験受験生の中には、司法試験合格を目指して10年以上も真面目に法律の勉強をしているのに合格できない人（以下、「Aさん」という。）がいたのに対し、2年程度の勉強で合格していた人（以下、「Bさん」という。）もいた。ある論点について判例や学説を説明できるという意味での知識は間違いなくAさんの方があつた（しかも全科目満遍なく知識はある。）、受験テクニックについてもAさんの方が詳しく、作成する答案も多くの論点をそれなりに正確に書いた答案であるが、Aさんの司法試験本番の論文式試験の評価は高くない。これに対し、Bさんは、知識はそれほど多くないが、いわゆるセンスがあつて、論文式試験の問題に答えるために多くない知識をうまく活用して短い答案を作成するタイプで、早期合格を果たした。その違いを分析すると、Aさんは、司法試験に知識で対応するタイプで、各科目の知識を身に付けるために各科目を縦割りで勉強していたので、知識は多いが司法試験で問われている応用問題には対応できず高い評価が得られないのに対し、Bさんは、いくつかの科目を勉強する中で、法的思考はどの科目でも基本的には同じであり、ある科目で学んだことは他の科目で応用できることに気付き、各科目につき司法試験合格に必要な最小限の知識が身に付いた頃に合格したという違いがあることに気付いた。そこで、筆者は、Bさんのような方法で司法試験に合格したいと考え、Bさんの有していた応用力を意識的に身に付けて合格した（Bさんはセンスがあつたので苦勞しないで応用力が発揮できたが、筆者はB

さんのようなセンスはなく応用力を身に付けるためにそれなりに苦労したものの、意識的に身に付けた応用力なので、意識的に使いこなせることができ、その応用力のおかげで司法試験に合格できただけでなく、その後、弁護士に加え、法科大学院教員を務めることができています。)

ここで言いたいことは、従来の法学教育は、Aさんのような人を生み出しやすい教育方法であり、Bさんが早期に合格できたのは、教育によるものではなく、個人的な資質によるものであるということである。

すなわち、従来の法学教育は、各科目の授業は、縦割りで各科目の担当の先生が当該科目の論点に関する判例や学説の知識を伝達することを目的とした一方向の講義方式でなされていたと思われるが、このような方式では、知識を覚えてはき出すという受験勉強を繰り返してきた学生の多くは、自然と各科目毎に縦割りで知識を覚えることを目的とした勉強をすることになるということであり、そうするとAさんのように長期間勉強してもなかなか司法試験に合格しない人が多く生み出されることになってしまう。そこで、純粹未修者を3年間で司法試験合格レベルに導く教育をする必要のある法科大学院では、従来の法学教育の発想で教育することは絶対にダメだということを考えたのである。

(2) 3年間で純粹未修者を司法試験合格に導くためにどうすべきか

では、法科大学院という教育機関が、3年間で純粹未修者を司法試験合格レベルに導くためにはどのような教育をすべきかということを考えてとき、まず、最初に考えたことは、3年後の法科大学院修了段階でどのような能力を身に付けさせる必要があるかという教育の目的を明確化するということである。目的が具体的かつ明確であればあるほど、目的を達成するために何をしなければならないかも具体的かつ明確になるからである。

法曹養成のため法科大学院で、修了後に身に付けさせるべき能力は、当然法曹に必要な能力であり、かつ、司法試験合格に必要な能力であり、この双方を具体的に明かにする必要がある。

ア 法曹に必要な能力

まず、法曹に必要な能力としては、法曹（特に弁護士）の仕事の課程を分析し、次のような5つのスキルと2つのマインドが必要である

と考えた⁷。

<スキル>

- ① 法的問題発見能力（体系的な法知識，事案分析能力等）
- ② 法情報調査能力，事実調査・証拠収集能力
- ③ 法解釈能力・法適用能力（体系的な法知識，論理的思考力，対立利益調整力，事実認定力等）
- ④ 法的紛争解決方法・手段の選択能力
- ⑤ 法文書作成能力・コミュニケーション能力

<マインド>

- ⑥ 紛争解決のプロとしての責任感
- ⑦ 法曹としての倫理観

ここで特筆すべきことは，筆者としては，体系的な法的知識は，① 法的問題発見能力や③法解釈能力・法適用能力というスキルを身に付けさせる前提として必要なのであって，知識を教えることが直接的な教育の目的ではないと考えていたということであり，知識と技能を統合した教育をすることが必要だと考えていたということである。

イ 司法試験合格に必要な能力

次に，司法試験合格に必要な能力は，司法試験法を分析して明らかにすべきであるところ，その詳細は拙稿「法科大学院における民法教育に関する一考察」⁸を参照していただきたいが，結論だけ述べると，司法試験で試されているのは，実務法曹となろうとする者に必要な「学識」と「その応用能力」であり（第1条），論文式試験において試されている「応用能力」は，「法的な分析，構成及び論述の能力」（第3条第2項），「法律に関する理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等」（第3条第4項）であり，上記法曹に必要な能力のうち①，③，そして⑤の法文書作成能力と重なることがわかる。

7 宮城哲「九弁連サマーセミナー 2013 レジュメ『法律の学び方』（2013年9月7日）（日弁連主催の第10回法科大学院教員研究交流集会当日配付資料82頁以下に収録）。また，同レジュメは，前掲臨床法学教育学会報告のレジュメに資料1としても添付している。

8 宮城哲「法科大学院における民法教育に関する一考察」（琉大法学第82号，2009年9月）2頁以下参照

ウ 限られた時間でいかに目的を達成するか

法科大学院修了段階で修得させるべき法曹に必要な能力や司法試験合格に必要な能力が明らかになれば、かかる能力を3年間という限られた時間でいかに身に付けさせるべきかという観点から、どの段階でどのような能力をどの程度身に付けさせるべきかを考えた段階的なカリキュラムの設定することになる⁹。

本稿ではカリキュラムの詳細については検討しないが、重要なポイントだけ指摘しておく、純粹未修者が対象で、3年間しかないことを考えると、まず、知識や理論だけ教えて、あとで実務と架橋してもらおうという発想でカリキュラムを組むべきではない。無駄が多く、学生に遠回りを強いて時間が足りないことになるし、また、縦割りの発想では架橋がうまくいく保証はないからである。未修1年次の段階から、理論と実務を統合し、知識と技能が統合した教育¹⁰をすべきであり、段階的にレベルの上がった問題に取り組むという段階的・らせん的なカリキュラムを組むべきである。

また、未修1年次の最初の段階で、最終的に身に付けるべき能力は、すべての法律科目に共通する能力であることを理解させる教育を行ったうえで、3年間を通じてこの能力を意識的に身に付けさせるような教育をすべきであるということである。

以上を前提に、筆者が平成30年度前期に実施した「契約法Ⅰ」における民法教育の実践例を紹介する。

3 各論－実務家教員による未修1年次に対する民法教育の実践例

(1) 授業計画・教科書等

本来であれば、純粹未修者用の教科書や教材を作成して、それに沿った授業計画をたてることが望ましいが、そのような教科書や教材がない

9 前掲日弁連集会における帝京大学医学部の高田真二准教授による報告「医学部におけるアウトカム基盤型教育」で紹介されたアウトカム基盤型教育と同じ発想で考えていたことことになる。

10 関西大学の岩崎千晶准教授を講師とした前掲臨床法学セミナー「アクティブラーニングの授業設計デザインを考える」では、学生が何かができるようになるためには、知識伝達の講義方式ではなく、アクティブ・ラーニングの方法が有効であることが紹介されていた。

現状では、定評のある教科書¹¹と判例百選をベースにするのが穏当だと考え、かかる教科書等をベースにした授業計画をたてたが、特徴的な工夫としては、第1回講義は、法科大学院生が身に付けるべきすべての法律科目に共通する能力を明らかにする「実務法学入門」と称する講義を行い（法科大学院で身に付けるべき知識の優先順位を明らかにするために「法源とは何か」について解説し、応用能力の基礎となる法的思考力を明かにするために、「法的安定性と具体的妥当性の調和」、「法的三段論法」、「法解釈の種類・方法」等について解説する。）、第2回以降の講義で取り上げる条文や判例等は、常に最初に解説した実務法学入門と結びつけて解説したうえで、ソクラテスメソッドを用いて、法的な問題を発見できるか、問題点について法的思考をしながら一定の解決ができるかを確かめながら法的議論をするという方針で授業計画をたてている。

参考のために、「契約法Ⅰ」のシラバス¹²に記載した【授業の内容】【目標】を記載しておく。

【授業の内容】

平成32年4月1日施行の改正民法第一編「総則」を主な対象とし、実際の紛争解決を念頭におきながら、判例等のケースの検討を中心とした講義を行い、基本的な法規範の体系的理解等基礎力を養成するとともに、理論的かつ実践的な応用力の基礎の涵養を図る。法的に思考し議論する能力等を鍛えるためにいわゆるソクラテスメソッドも用い、また、法的に分析し文書を作成する能力等を涵養するためにレポートも課す。

【目標】

民法総則の分野の基本的な法規範(条文・基本判例)を体系的に理解し、これらを典型的な紛争事例に適用し、適切な解決ができるようになること。さらに、発展的な紛争事例を適切に解決するために必要な理論的かつ実践的な応用力(分析力・思考力・判断力等)の基本的な仕組みを理解

11 平成29年度まではいわゆる内田民法シリーズ(東京大学出版会)を教科書として指定していたが、同30年度からは債権法改正に対応した授業をする必要があるため、大村敦志著の新基本民法シリーズ(有斐閣)を教科書に指定した。

12 シラバスは、平成30年7月1日に開催される前掲臨床法学教育学会報告のレジュメに資料2として添付している。

し、やや発展的な紛争事例に基本的な法規範を応用して適用し、一応の適切な解決ができるようになること。なお、最低限の基本的知識の獲得目標に関しては、別途配布予定の共通の到達目標(第2次案修正案)参照。

(2) 予習指示

読んでおくべき教科書の範囲や判例を指定するだけでなく、能動的学修のために、レジュメに授業で議論するクイズ形式の問題を記載するほか、判例を読む際に問題発見能力や法的思考力が身に付くような質問を用意するなどの工夫をしている。参考までに、「契約法Ⅰ」の第2回講義レジュメ¹³におけるクイズの例や判例の読ませ方の工夫した部分を記載しておく。

<レジュメ記載のクイズの例>

Q AとBとの間で、Aが所有する六法をBが買うという合意をしたが、まだ、代金はいくらにするか決まっていないとする。この場合、AB間で六法の売買契約は成立しているか？

Q Aがすし店のカウンターで、時価と表示されている本マグロの中トロの握りを（値段も聞かずに）注文し、店主Bが承諾した。この場合、AB間で契約は成立しているか？

<判例を適切に読ませるための質問の工夫>

○最判H10・6・11（民集52・4・1034）－判例百選Ⅰ25事件p52－の検討

Q どのような事案か？

Q 原告が主張している権利は何か？

Q 何が問題となるのか？なぜ問題となるのか？

Q 最高裁はどのような法律構成でどのような解決をもたらしたのか？

Q 最高裁の法律構成や結論は妥当か？

Q 本件判例以前に民97Ⅰの「到達」に関しては最判S36・4・20民集15・4・774等の判例があったが、どのような判例か？本件判例とはどのような関係にあるか？

Q 民97Ⅰの「到達」の解釈のポイントは何か？

13 第2回講義レジュメは、前掲臨床法学教育学会報告のレジュメに資料3として添付している。

(3) 授業の内容・方法

上記の(1)で述べたとおり、各回授業で取り上げる条文や判例等は、常に最初に解説した実務法学入門と結びつけて解説したうえで、ソクラテスマソッドを用いて、法的な問題を発見できるか、問題点について法的思考をしながら一定の解決ができるかを確認しながら法的議論をしている。

双方向の授業を行うためにソクラテスマソッドを取り入れているが、双方向の時間は授業時間90分のうちの20分程度である。教員の解説が中心であるが、知識の伝達が授業の目的ではなく、問題発見能力や法解釈を用いて問題を解決する法的思考力の修得が目的なので、例えばある判例を解説する場合、こういう事案でこういう判例があるという説明の仕方ではなく、この事案でこの論点がなぜ問題になるのかを事案や条文との結びつきで解説することによって問題発見の方法を学ばせ、また、発見した問題点につき条文がこう書いてあるのになぜ判例がこのような解釈をしているのかを条文の趣旨や具体的妥当性を踏まえながら解説することによって法律家らしい思考方法を学ばせるような解説を心掛けている。

また、20分程度のソクラテスマソッドは（一人あたり10分程度で二名に質問する。）、一人の学生を起立させたいえ、重ねて多くの質問をするるが、その質問は知識の有無を確認するのが目的ではなく、法的思考力等を鍛えることを目的として、例えば具体的な事案においてAがBに請求できるかという設問の場合、まず、Aの請求は民法上のどのような権利に基づく請求かと質問して、訴訟物から議論をスタートさせ、次に、Aの請求において本事案で何が問題となるのか、なぜ問題になるのか、何条の問題なのかと質問して、事案に即して法的問題を発見できるか確認したうえで、その問題についてどう考えるべきかと質問して、条文の文言や趣旨を踏えて適切な法解釈ができるか、結論の妥当性に配慮した検討ができているかを確認するというような流れで質問している。このように、学生の問題発見能力や法的思考力を鍛えることが目的なので、受講生全員に平等に機会を与えるべく教員が指名して質問しているが、別途、自発的に発言した学生には内容の適切さに応じて加点するような配慮もしている。

(4) 復習課題

アウトプットを意識した学修をさせるように、授業終了後、司法試験や共通到達度確認試験試行試験の過去問のうち、当該授業範囲で理解しておくべき条文・判例に関する短答式問題をピックアップして出題している。学生の大きな関心事は司法試験に合格することであるので、教員が司法試験を意識した授業をしていることを明示することにより、学生からの信頼も得られ、また、学生としても復習課題を解くことで司法試験に少しずつ近づいているという実感ももって勉強できるという効果も得られる。

また、法文書作成力等を身に付けてもらうために、過去の期末試験等の問題を出題し、できるだけ教員の参考解答例も付すようにしている。教員が書いて欲しい解答例を示すことで、学生は目指すべき解答をイメージしながらインプットの学修をすすめることができる。

(5) 期末試験・成績評価

期末試験は短答式問題（20点）と論文式問題（50点）を出題し、前者で基礎的知識の有無、後者で事例に即して基礎的知識を解釈・適用できる能力及び構成力・表現力等試している。

期末試験（70点）以外に、中間に実施するレポートないし小テスト（20点）及び双方向授業における発言（10点）も加味して成績評価を行っている。

期末試験の成績だけでなく、中間にレポートないし小テストを行い、添削指導することで、その後学生の学修効果を高めるという意図もあり、いわゆる形成的評価も一部取り入れている。

第4 法学未修者に対する民法教育はどうあるべきか

1 未修1年次に対する法律基本科目の授業の内容や方法

法学未修者教育の改善に関する中教審法科大学院等特別委員会において「これまでの法科大学院等特別委員会における委員の主な御意見」¹⁴におい

14 平成30年5月14日に開催された中央教育審議会法科大学院等特別委員会（第86回）における配付資料【資料3-3】参照。

て、「未修者教育（特に1年次）においては、クラス規模や授業の双方向性に係る要件を一定程度緩和することも検討すべき」という意見がでているように、未修1年次に対する法律基本科目の授業では、従来型の講義形式の授業が望ましいという意見が多いと思われる。講義形式は、主として知識の伝達を目的とした方式であるから、従来の法学部の授業とは異なる授業をしているはずの法科大学院でも、なお、知識の伝達の方が効率的な授業ができるという意識が強いのではないと思われる。

しかし、それは教員側の都合による考え方であり¹⁵、学生が受動的な講義形式により、本当に必要な能力を修得できるかといえば、その修得度を確認もしないまま一方的に授業が進められ、その修得のためのトレーニングもしない講義方式では、その保障はないと思われる。また、未修1年次はまず知識の習得が優先するという考え方は、各科目が縦割りでそのような授業をすれば、知識優先のAさんのような学生が増えるリスクが高く、筆者からみれば、学生に遠回りをさせる考え方だと思われる¹⁶。

純粋未修者を3年間で司法試験合格レベルまで引き上げるためには、筆者が実践しているとおり、まず、すべての法律科目に共通する能力の修得を最初の段階で学生に意識させたい。授業においては、問題発見能力や法解釈を用いた問題を解決する法的思考力を身に付けさせるために知識も教えるという発想で教育すべきであり、さらに、学生に能動的に学修するという態度を身に付けさせるために、アクティブ・ラーニングの方法の一つとして、学生に問題を与え、それを解決する方法を考えてもらうため、双方向や多方向の授業を活用すべきである。

また、現在の未修者教育の改善のための議論としては、未修1年次の授業に純粋未修者だけでなく、法学部出身者がいることが問題とされる場合

15 教員からしたら、自分は教えるべきことは教えたという意識になるため、身に付いていないのは学生のせいという発想になってしまい、授業改善の工夫がなされないという悪循環になってしまうおそれがある。

16 前掲の中教審法科大学院等特別委員会の配付資料【資料3-3】には、「法律は敷居の高い学問で、その敷居を超えるのに時間がかかる人がおり、1年でやることを2年かけるという発想が必要」という意見もあったが、敷居を高くしているのは学問の性質ではなく、教員の教え方の問題ではないかという発想も必要だと思われる。

もあるが、筆者からすれば、知識の伝達を目的とした授業をするからそう感じるのではないと思われる。法学部出身で未修者コースに入学する学生は、すべての科目に共通する法的思考力等が身に付いていないのであるから、かかる法的思考力等を身に付けさせる授業をする意識をもてば、純粋未修者と異なる授業をする必要性は感じない。そして、そのような授業で法的思考力が身に付けば、一気に実力を開花させる法学部出身者も少なくない。筆者として、未修者コースを純粋未修者のためのコースに特化しようとする意見には反対である。

2 どうすれば3年間で純粋未修者を司法試験に合格させ、いい法曹になるための基礎的能力を身に付けさせられるか

現在の法科大学院においても、カリキュラムの実質は、従来型の縦割り、積み上げ方式の教育課程になっていると思われるが、早急にアウトカム基盤型教育を取り入れるべきである。

上記第3の2で述べたとおり、法科大学院修了段階で学生が修得しておくべき法曹に必要な能力や司法試験合格に必要な能力を明確化し、全教員がその目的を達成するという役割分担の視点を持ち、目的を達成するためにどの段階でどのような能力をどの程度身に付けさせるべきかを考えた段階的なカリキュラムを設定したうえで、各教員が自ら分担した役割をしっかりと果たすことが必要である。また、先に知識や理論を与え、後で実務と架橋させるという発想ではなく、最初から理論と実務を統合した教育を取り入れ、段階的・らせん的なカリキュラムによって、その修得度を高めていくという発想も必要であろう。ここでは、未修者が1年で未修者に追いつくという発想はないし、知識面でそれを求めるのは教育を歪めることにつながる。未修者には未修者向けのカリキュラムが必要である。

なお、純粋未修者は多様であり、その学生がどこで伸び始めるかは個人差があるため、学生一人一人に適切なコーチングをするなど、少人数教育によって学生の立場にたったきめ細やかな教育を行う必要があることも忘れてはならない。

第5 おわりに

司法制度改革審議会意見書で指摘されている「法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実定法科目の担当者については、法曹資格をもつことが期待される」という記載は、あらためて注目されるべきである。

筆者は、実務家教員であるが、実務家教員であるからこそ、未修1年次に対しても知識と技能を統合させ、理論と実務も統合した教育ができると実感している。

実務家教員が法律基本科目を担当するためには、理論をしっかり研究等する必要があるが、大学教員として当然行うべき理論的な研究等を怠らなければ、理論と実務を統合させた教育を行うのは難しいことではない。

司法制度改革審議会意見書の指摘は、実務家教員という意味ではなく、法科大学院修了者が法曹資格を得たうえで、理論的な研究を行った者が法科大学院の教員になるということを想定してのものだと思われるので、そのような教員養成に力を入れるべきであるが、その指摘には、理想の法曹養成教育においては、知識と技能と態度が統合した、理論と実務を統合した教育が最初の段階から行われるべきだという価値観が含まれていると思われる。そして、この価値観は、現在高等教育全体が向かっているアウトカム基盤型教育でアクティブ・ラーニングを行う方向性と合致するものであるから、民法教育を含む未修者に対する法科大学院教育がこのような方向性に向かうことを祈念しておわりとしたい。

以上